

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	白 井 義 一
同	山 口 悟

令和7年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 定期監査（工事監査）結果報告書
- 2 財政局定期監査結果報告書
- 3 健康福祉局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 4 農林水産環境局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 5 建設局定期監査結果報告書
- 6 都市局定期監査結果報告書
- 7 上下水道局定期監査結果報告書

令和7年度 健康福祉局（後期）定期監査（行政監査を含む）及び
関係指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査
及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

健康福祉局

保健医療部 国民健康保険課、後期高齢者医療保険課

長寿社会支援部 高齢者政策課、高齢者支援課、介護保険課

出先機関 国民健康保険家島診療所

イ 指定管理者監査

神姫バスグループ共同事業体（楽寿園）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和7年11月28日から令和8年4月22日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

令和8年1月15日から令和8年4月22日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

ア 収入関係事務

- (ア) 国民健康保険料収入関係事務（国民健康保険課）
- (イ) 保険給付費返還金収入関係事務（国民健康保険課）
- (ウ) 後期高齢者医療保険料収入関係事務（後期高齢者医療保険課）
- (エ) ふれあいの郷養護老人ホーム受益者負担金収入関係事務（高齢者支援課）
- (オ) その他の養護老人ホーム受益者負担金収入関係事務（高齢者支援課）
- (カ) 在宅高齢者介護手当返還金収入関係事務（高齢者支援課）
- (キ) 介護保険料収入関係事務（介護保険課）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。

(2) 指定管理者監査

監査の結果、適正に管理運営されているものと認めた。